⑹　使用する主な資機材　生コンクリート約11,300㎥　鉄筋約1,200ｔ　ＰＣケーブル約110ｔ　型枠約20,700㎡　支保工約27,000空㎥

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑼　本工事は、入札及び提出資料を電子入札システムにより実施する対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。

⑽　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（機構ＨＰ：http://www.jrtt.go.jp/03Tender/tender-keiyakuKitei.html）に基づき行うものとする。総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）とする。

⑾　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木関係積算標準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⑿　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件すべてを満たす３者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）鉄道建設本部九州新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　「平成25・26年度工事競争参加資格確認者」のうち「当機構鉄道建設本部九州新幹線建設局管内土木」（以下「土木」という。）及び「当機構鉄道建設本部九州新幹線建設局管内プレストレストコンクリート」（以下「プレストレストコンクリート」という。）に係る競争参加資格の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、鉄道建設本部九州新幹線建設局が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　共同企業体の構成員のうち代表者は、土木に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,400点以上の者であること。出資比率が第２位の構成員は、客観点数1,200点以上の者であること。また、出資比率が最下位の構成員は、客観点数1,000点以上1,200点未満の者であることとするが、長崎県に本社を置くものについては客観点数950点以上1,200点未満の者とする。

⑷　すべての構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。

共同企業体の構成員のうち代表者は、平成11年度以降に元請として完工した次のアの施工実績（当該施工実績が当機構鉄道建設本部における実績で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が最大のものに限る。）を有すること。その他の構成員は、平成11年度以降に元請として完工した次のアからエのいずれかの施工実績（当該施工実績が当機構鉄道建設本部における実績で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が10％以上の場合のものに限る。）を有すること。

ア　鉄道ＰＣ上部工新設工事（張出し工法）
イ　ＰＣ上部工新設工事
ウ　鉄道橋りょう新設工事
エ　橋りょう新設工事

なお、上記工事の施工実績は、元請として完工し引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工実績とすることができる。

⑸　当機構鉄道建設本部の施工実績がある場合は、「土木」及び「プレストレストコンクリート」における平成24年度及び平成25年度の当機構鉄道建設本部の工事成績が２年連続で平均60点未満でないこと。

⑹　施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。また、代表者及び出資比率が第２位の構成員について、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専任技術者との兼務は認める。）を配置する場合は、専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

⑺　１級建設機械施工技士の資格を有する者

⑴　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業―農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

⑼　国土交通大臣（平成13年１月５日以前においては建設大臣）が１級土木施工管理技士又は上記⑺若しくは上記⑴に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

イ　共同企業体の構成員のうち代表者は、平成11年度以降に元請として完工した上記⑷アの施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が10％以上の場合のものに限る。）を有する者を配置すること。

出資比率が第２位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工した上記⑷アからエのいずれかの施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有する者を配置すること。

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうちの１者に限る。）が配置する主任技術者又は監理技術者については、上記⑷の施工経験を必ずしも必要としない。

なお、上記工事の施工経験は、元請として完工し、引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工経験とすることができる。